

事務局説明資料

平成24年10月16日

金 融 庁 監 督 局

大口信用供与規制の監督

○モニタリング方法

バーゼルⅡでは、金融機関が自らリスク管理を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を求めること等が示されている(バーゼルⅡ第2の柱)。

これを受けて、我が国では、「バーゼルⅡ第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施方針」を公表し、同方針に従い、18年3月、主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正。(参考)主要行等向け監督指針Ⅲ-2-3-2-5(1)③等

→ 半期ごとに、各行の大口与信先(Tier1の10%以上の与信先又は与信残高が上位一定数以上の先)、特定業種への集中度等のモニタリング及びヒアリング等を実施。

○大口信用供与規制の上限を超過する場合の例外承認

与信先の予見しがたい資金需要や与信先の合併による一時超過の場合など、原則として類型ごとに例外事由が定められており、例外承認件数は十数件ある。

(参考)主要行等向け監督指針Ⅲ-2-3-2-5(5)等

①インターバンク取引等の現状

○ 現状、下記のような場合に相対的に大きな金額の取引が行われている。

(預け金)

- ・ 信託勘定から銀行勘定へ貸し出したうえで銀行勘定から預け金運用を行う場合
- ・ 国内で調達した資金を海外の拠点へ移転する場合
- ・ 国内のグループ内金融機関間で資金のやり取りを行う場合
- ・ 国内の信用金庫・信用組合等が大手行等に預け金を行っている場合

(コールローン)

運用の一環として短資会社や他の金融機関向けにコールローンを出しているケースなどが多い。

○ なお、地域金融機関においては、下記のような運用の実態が見られる。

- ・ 協同組織金融機関は、貸出先が原則として会員(組合員)に限定されているなど、資金運用方法に制約があることから、中央機関(連合会)をはじめとする他の金融機関への預け金の割合が相対的に大きい。
- ・ 地域銀行等においては、有担保コールを中心に日中、オーバーナイトから一週間程度の期間で運用。

②信用供与限度額を引き下げた場合の影響

○受信側グループ向け与信が25%超のケース

足下受信側グループ合算で25%を超える信用供与となっている先は現状十数件あり、40%の上限を25%に引き下げた場合、これらの先については新たに限度額を超過することとなる。